

旭川医科大学病院乳腺疾患センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院乳腺疾患センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院乳腺疾患センター規程（平成23年旭医大達第167号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (職員) 第4条 センターに、次の職員を置く。 (1) <u>センター長</u> (2) その他必要な職員 <u>2 センター長は、病院長が指名する教員を持って充て、センターの業務を掌理する。</u>（新設） <u>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u>（新設） (削除) (委員会) 第<u>5</u>条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、旭川医科	(略) (職員) 第4条 センターに、次の職員を置く。 (1) <u>センター専任の教授または准教授</u> (2) その他必要な職員 <u>(センター長)</u> 第5条 センターに、センター長を置き、センターの業務を掌理する。 <u>2 センター長は、センター専任の教授または准教授をもって充てる。</u> (委員会) 第<u>6</u>条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、旭川医科

大学病院乳腺疾患センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年5月10日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に指名されるセンター長の任期は、第4条第3項本文の規定に関わらず、令和7年3月31日までとする。

【改正理由】

センターに置く職員について見直しを行い、もって組織の円滑な運営を図るため所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

大学病院乳腺疾患センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。